

2022. 7
通巻 第159号

えひめ 社労士会だより

C e r t i f i e d S o c i a l I n s u r a n c e L a b o r C o n s u l t a n t



来島海峡大橋

contents

令和4年度通常総会 1

会長ご挨拶 2

祝辞 3

令和3年度事業報告 4

令和4年度事業計画 9

理事会だより・委員会だより・支部だより 14

新入会員紹介 20



愛媛県社会保険労務士会

令和4年度 愛媛県社会保険労務士会通常総会開催

令和4年6月14日午後3時より、ANAクラウンプラザホテル松山において令和4年度通常総会が開催された。

武田副会長の開会宣言の後、中井会長からの挨拶があり、田中愛媛県副知事をはじめとする来賓の方々より祝辞を賜った。

議長には東予支部藤田拓也会員、副議長に中予支部藤坂優子会員が選任され、次いで書記の任命と議事録署名人の選任、また、議事運営委員の選出等についての報告がなされた。

続いて議事に入り、提出議案について質疑応答がなされ、慎重に審議した結果、第1号議案から第5号議案についてすべて原案通り承認された。

- | | | |
|----|-------|-------------------------------|
| 議事 | 第1号議案 | 令和3年度事業報告承認の件 |
| | 第2号議案 | 令和3年度決算報告承認の件（監査報告） |
| | 第3号議案 | 令和4年度事業計画案審議に関する件 |
| | 第4号議案 | 令和4年度収入支出予算案審議に関する件 |
| | 第5号議案 | 愛媛県社会保険労務士会役員選出規則一部改正案審議に関する件 |

来賓ご芳名（順不同・敬称略）

愛媛県	副知事	田中 英樹
四国厚生支局	局長	尾崎 俊雄
愛媛労働局	局長	瀧原 章夫
〃 労働基準部監督課	課長	鈴木 信幸
日本年金機構高松西地域代表年金事務所	所長	向井 仁史
〃 松山東年金事務所	副所長	中井 大志
全国社会保険労務士会連合会	副会長	石倉 正仁
松山大学	法学部長	
全国社会保険労務士会連合会	理事	
社会保険労務士総合研究機構	所長	村田 毅之





ご 挨拶

愛媛県社会保険労務士会
会 長 中 井 康 策

本日は、愛媛県社会保険労務士会の令和4年度通常総会を開催するに当たり、田中愛媛県副知事、尾崎四国厚生支局長、瀧原愛媛労働局長、日本年金機構より向井高松西年金事務所長、全国社会保険労務士会連合会より石倉副会長をはじめ、関係行政機関の方々におかれましては、大変ご多忙の中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また会員の皆様方には、県内各地よりご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

愛媛県社会保険労務士会の事業運営につきましては、日頃より格別のご理解、ご協力を賜り、この場をお借りして、重ねてお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、すでに2年を超えて猛威を振るい、私たちは今もなお不自由な生活を強いられております。通常総会も一昨年度、昨年度と人数制限をして開催し、今年度の開催スタイルについても様々な意見がありましたが、国や県においては、かねてからの行動制限を緩和し、ウィズコロナ、アフターコロナへと舵を切り、また社労士業界においても、ビヨンドコロナといった、感染対策と経済活動の両立を目指していることを鑑み、議論の末、通常通り開催する運びとなりました。

さて、愛媛県会は、昨年6月から新体制となり、東・中・南予の各支部と総務、財務、事業、研修、業務監察・広報の各委員会、労働紛争解決センター愛媛、総合労働相談所といった、組織内の常設機関相互の連携強化に取り組んで参りました。

令和4年度は、さらなる連携強化に努めるとともに、各種事業や研修会など愛媛県会事業の情報を役員間で共有し、会員の皆様へスピーディーにお届けすることはもとより、その情報をSNSなどを通して、一般社会へも広くPRしていきたいと考えています。

また、行政の円滑な運営に協力するため、各行政機関が実施する事業には全面的に協力するとともに、法律や制度改正の周知依頼及び相談員の派遣依頼等があった場合には、積極的かつ迅速に対応してまいります。

街角の年金相談センター 松山（オフィス）や年金事務所における年金相談業務については、日本年金機構と連携を密にして事業を着実に遂行すると同時に、相談業務に携わる会員社労士の研修を継続して開催し、相談員のスキルの維持・向上に努めます。

また、全国社会保険労務士会連合会が昨年度より事業の柱の一つとしている、「デジタル化」推進事業については、会員へのマイナンバーカード取得、健康保険被保険者証への登録、SRPII認証の普及促進に努めることとし、またもう一つの柱である「働き方改革」推進支援事業については、医師の労働時間短縮に向けた取組みの一環である医療機関への勤務評価制度についても積極的に協力してまいります。

さらに今年度より愛媛県会へも実施依頼のあった「企業主導型保育施設への労務監査事業」についても、会員の皆様の協力のもと、期日までに遂行し、連合会をバックアップしてまいります。

本日の総会において、これら各種事業計画や予算についてのご審議を賜り、計画した事業を確実にやり遂げることによって、我々社労士の職域拡大、ならびに地位向上を目指してまいりますので、会員の皆様におかれましては、今年度も引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本日ご出席くださりました皆様のご健勝、ご活躍をご祈念申し上げ、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。



祝 辞

全国社会保険労務士会連合会
会長 大野 実

愛媛県社会保険労務士会令和4年度通常総会の開催にあたり、ご挨拶申し上げます。

日頃より、中井会長並びに役員をはじめ会員の皆様方には、連合会の会務運営に多大なるご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の社会経済情勢については、国際的な軍事侵攻の影響をはじめ、多くの不確定要素がみられるなか、我が国の企業活動と国民生活においても、中・長期的な経済成長の鈍化、過度な市場原理主義による格差の拡大等により、人々の不安が高まるとともに、働く方々の「エンゲージメント」「幸福度」の低下を招いているといわれる状況にあります。こうした中で、政府においては、「新たな資本主義」を掲げ、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」の実現を図るとしております。

一方、最新の世界経済の動向においては、「従来の10年分の変化が1年で発生する時代」と言われるように、ITをはじめ様々なビジネスの形がこれまでの常識では考えられないほどの速度で変化しており、我が国の企業においても、その存在意義（パーパス）にまで立ち返り、「SDGs」「ESG」「ビジネスと人権」等の理念のもとに、持続可能な企業活動、持続可能な社会につながる「新たな価値」を創造することに強い関心が寄せられています。

こうした状況を踏まえ、我々社会保険労務士も、関与する企業とともに変化に対応すべく日々の業務にあたらなければなりません。

同時に、連合会においては、こうした「新たな価値」を理解し、新しい時代の企業支援を行うために、これから先の5年、10年の我が国社会の姿を見据え、社労士の業務を支援し、更なる社会的地位の向上を実現するための各種の事業を展開していかなければならないと考えており、令和4年度においても、引き続き、社労士を取り巻く環境の変化を的確に捉え、社労士制度の更なる発展に資する施策を講じていく所存でございます。

特に、「デジタル化推進に関する事業」では、社労士が我が国のデジタル化を支える先端的専門士業であることについて、広く国民からの信頼が得られるよう、各種施策を展開するとともに、社労士が関与する中小企業等のデジタル化の推進に資する取組みを強化して参ります。

また、働き方改革推進支援に関する事業では、近年、多様な働き方の定着、生産性の向上等が一定の進展をみるなかで、全国の働き方改革推進委員を通じて連合会の施策を共有し、各地域に根差した推進支援を図ることを通じ、「働きがい」の向上という視点からも社労士に寄せられる期待に応えるための事業を展開して参ります。

さらに、業務開発に関する事業として、経営労務診断・経営労務監査の普及を促進することで、法令遵守と職場環境の改善に取り組む企業の支援を図って参ります。

また、労務管理及び労働社会保険諸法令の専門家として、使命規定の創設をはじめとする社会保険労務士法改正への対応に取り組んで参ります。

連合会においては、貴会及び貴会会員の皆様のご協力のもとに、各種事業を展開して参りたいと存じますので、よろしくご協力申し上げます。

結びになりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご多幸を心よりご祈念申し上げ、私のご挨拶と致します。

令和3年度事業報告

(令和3年4月1日から令和4年3月31日)

令和元年に発生が確認された新型コロナウイルス感染症は、ワクチンの接種が進む中、新たな変異株を発生させながら令和3年度においても世界的な規模で収束と拡大の波を繰り返し、サプライチェーンの停滞による製造業への影響をはじめ、社会、経済活動全般に暗い影を落としている。

愛媛県社会保険労務士会（以下「愛媛会」という。）においても、昨年度に引き続き通常総会の規模縮小や一部事業の中止を余儀なくされたが、会長の交代に伴い新執行部が発足し、コロナ禍における愛媛会の事業推進を模索する中、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）から配布されたZoomのアカウントを活用し、会員向けに会場での研修と並行してオンラインでの研修を実施したほか、新たに高校生を対象とした出前授業においてもオンラインによる開催を提案し、実施したところである。

また、関係行政機関からの要請に基づき各種窓口向社会保険労務士（以下「社労士」という。）を派遣するなど、行政機関に協力して事業者や労働者の支援に努めるとともに、連合会が実施する「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（専門家派遣事業）」の一端を担い、希望する事業所に社労士を派遣して働き方改革に関する相談・提案等の業務を行った。さらに、社労士個々の高い「職業倫理」を保持するため、引き続き職業倫理保持のための取組みにも努めた。

愛媛会は、愛媛県社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」という。）及び連合会と一層の連携のもと、令和3年度の事業計画に基づき以下のとおり事業を行った。

主な重点事項の事業実施は次のとおりである。

1. 各委員会・各支部の事業

1. 総務委員会

- (1) 年4回発行している会報の充実を図り、的確な情報提供を行った。また、会報が会員の「集いの広場」となることを目指し、各委員会の紹介や、入会して間もない会員の紹介を続けるとともに、「みかけによ欄」では会員の意外な発見をしていただけるよう、より多くの会員から寄稿していただくよう努めた。
- (2) 社労士制度を広く国民に周知するため、ホームページの充実を図り、最新の情報を掲載した。
- (3) ホームページの会員専用ページから研修会の申込や、資料・レジュメなどが閲覧出来るようにデジタル化を図った。

2. 財務委員会

- (1) 健全な財務運営を行うという観点から、各種財務諸表を精査し、予算執行が適正に行われているかどうかを確認した。

3. 事業委員会

- (1) 広報普及事業について
愛媛会主催で、社労士制度推進月間に県下5か所で無料相談会を開催、一般市民からの相談に応じるとともに、名入りのティッシュペーパー等を配布するなど積極的に社労士、社労士制度及び愛媛会設置の機関等についてPRを行った。
- (2) 社会貢献事業について
高等学校での出前授業を目標通り10校予定していた。新型コロナウイルスの影響で目標を大きく下回る予定だったがZoom開催できるように5校1施設（延べ9回）で実施した。
- (3) 行政協力について
労働保険年度更新受付会への相談員派遣、各種セミナーへの講師派遣依頼に応じて講師を派遣するなど、行政からの協力依頼に積極的に協力した。

4. 研修委員会

- (1) 必須研修について
・「法テラスの仕組み・労働事件と民事訴訟」をテーマに弁護士 岩谷 健作氏を招いて必須研修を実施した。（令和3年7月実施…参加者38名 Zoom参加102名 参加率38.6%）
・「テレワークの導入と労務管理」をテーマに神奈川県社労士 川田理華子氏を招いて必須研修を実施した。（令和3年12月実施…参加者41名 Zoom参加92名 参加率36.6%）
- (2) 倫理研修について
社労士の社会的地位の向上、活動範囲の拡大に伴い、これまで以上に専門家としての職業倫理を徹底していく必要があることから、連合会が作成する教材を使用し、統一した内容により令和4年2月1日～同3月31日までにeラーニングにて実施した。対象者72名
- (3) 新規入会者研修について
必要な基礎知識習得に止まらず、職業倫理の重要性を認識させるとともに、県会の組織、行政協力、支部の活動についての理解を深め、県会・支部が行う諸活動への参加意識を高めるような研修を本年度対象者等25名に対して令和4年3月16日に実施した。
- (4) 労働安全衛生管理研修について
「パワハラと中小企業の対応」をテーマに弁護士 帯刀 康一氏を招いて研修を実施した。（令和3年10月実施…参加者31名 Zoom参加94名 参加率34.7%）
- (5) 支部研修との連携について
県会の実施研修は時事的課題に関するテーマを主題とし、各支部の実施研修は行政による制度説明を主にして研修内容の調整を図りながら、支部が企画する研修事業を積極的に支援した。
- (6) メンタリング制度及び自主研修会への補助について
メンタリング制度を継続して実施し、メンタリング制度利用希望者に対して適切なメンターを紹介し、新入会員の資質の向上、実務能力の向上を図った。また、会員の資質向上のためグループを形成し、研修を行う団体に費用の一部を補助した。
・メンター制度利用者 4名（内令和3年度開業登録5名中2名）

5. 業務監察・広報委員会

- (1) 業務監察に関する事業
 - ① 社労士法第26条（名称の使用制限）及び第27条（業務の制限）の規定に違反する業務侵害行為の疑義案件に対しては、会員から事情聴取等により情報収集を行い、状況を連合会へ報告し、連携して厳正かつ適切に対処すべく周知を図った。
 - ② 社労士（社労士法人の社員を含む）及び事務所職員の名札着用について、引き続き徹底を促し、行政機関等の窓口での非社労士排除プレートの掲示とともに業務侵害の予防を図った。
 - ③ 10月の社労士月間において、関係機関及び会員向けの文書を発送して、業務の違反防止と社労士業務の周知を図った。
- (2) 広報に関する事業
 - ① 社労士制度を広く周知し、国民（一般、事業主、労働者、行政等）にその有用性について理解の促進を図るとともに、社労士業発展のため、様々な角度から効果的な広報事業に取り組んだ。
 - ② 愛媛会の事業や活動・行事に関する資料を積極的に報道機関に提供し、マスメディアに取り上げてもらうよう働きかけた。
 - ③ 社会保険の算定基礎届、労働保険の年度更新の時期に合わせて、愛媛新聞、法人会広報等への有料広告を掲載し、社労士活用を促進するように社労士制度のPRに努めた。
 - ④ コロナ禍の影響で、10月のお城下リレーマラソン、1月の愛媛マラソンが中止となったことから、例年実施していた広報活動の縮小を余儀なくされたが、24時間テレビのCMに加え、10月の社労士制度推進月間に開催の無料相談会等、各方面への広報

活動を推進した。

- ⑤ ホームページのタイムリーな更新、県や経済団体等を含めた積極的な各種情報提供等更なる充実を図った。

6. 各支部

(1) 東予支部

- ① 支部会員の資質向上への取組みとして研修会を2回行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、予定していた研修会は、労働関係研修会のみ意見交換会をせずに実施することとなった。
- ② 労働、社会保険行政との意見交換会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により実施できずに終わった。なお今後も感染状況を鑑み、行政機関へ意見交換会の実施を呼びかけていきたい。
- ③ 支部役員会を4回開催し、研修会、厚生事業の企画立案を行い、役員全員が協力して支部運営にあたったが、未実施の事業が多くなった。
- ④ 12月に厚生事業（支部忘年会）を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止とし、3月にも厚生事業を計画する予定であったが、こちらもオミクロン株の急激な感染増加により中止となった。

(2) 中予支部

- ① 今年度も、新型コロナウイルスの変異株が次々と発生し、昨年から引き続き新しい様式での生活が余儀なくされた。そのような社会情勢の中で、支部研修会においてはZoomと会場での受講が選択できるハイブリッド方式や、感染拡大期にはZoom配信のみの開催と、参加する会員が安心して参加できるように、そして参加者が自身の実情に合わせた方法で研修に参加できるように参加方法の選択肢を増やして、その時々の中での最善と考える方法で研修会を実施した。
- ② 支部の厚生事業では、コロナ禍であっても出来る限りの感染予防の対策をすることで安心して参加することができ、参加した会員間のコミュニケーションを図れるような余興案を企画、実施した。併せて支部運営への理解と関心、また会務への参加意識の高揚に努めた。
- ③ 支部幹事の各人が、支部研修会のテーマ選定、企画、運営等に責任をもって担当することにより、支部運営への理解を深めた。

(3) 南予支部

- ① 今年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルスの影響で計画していた研修や事業をいくつか中止せざるを得ない状況だったが、感染防止対策を徹底したうえで、行政の協力を得て法律改正などに対応した研修事業を行った。
- ② 9月の労働関係研修会においては、宇和島労働基準監督署及び宇和島公共職業安定所の協力をいただき、法改正情報やネットを活用した求人登録の実務についての研修を行った。
- ③ 10月には、宇和島年金事務所との連絡会議を開催して、電子申請の活用状況や事業所の総合調査及び「ねんきんネット」の登録状況等について意見交換を行った。
- ④ 会員間の親睦を図るための厚生事業（伊予灘ものがたり乗車）を計画していたが、新型コロナウイルスの感染拡大状況を鑑みて次年度に延期とした。代わりに、12月に西予市のフレンチレストランで感染予防対策を実施したうえで、昼食会を開き会員間の懇親を深めた。
- ⑤ 2月には、伊予鉄総合企画株式会社働き方改革推進チームの方を講師にお迎えして「社労士事務所向けRPA活用セミナー」を開催した。社労士事務所でも導入が増えているロボテック・プロセス・オートメーションについて社労士事務所の導入事例を紹介頂き、今後の活用方法等について学んだ。

7. 総合労働相談所

(1) 相談実績

平日に相談員を社労士会館に配置し個別相談に応じた。

令和3年度は、来所30件、電話113件の相談があった。

(2) 相談員研修

令和4年3月9日に、講師に松山大学村田毅之教授と愛媛労働局 雇用環境均等室担当者をお招きし、労働紛争解決センター愛媛と合同で研修会を実施した。

なお、本研修会は、一般会員の参加も募ったことから、相談員10名、一般会員76名の参加があった。

8. 労働紛争解決センター愛媛

(1) あっせんについて

総合労働相談所との連携に努め、あっせんに関する相談には数件対応したが、申立てには至らなかった。

(2) 研修について

あっせん委員候補者研修を解決センター、総合労働相談所合同で開催し、あっせんの社会的意義や、制度の概要について理解を深め、担当者のスキルアップを図った。

(3) 広報について

総合労働相談所経由であっせん申立てに至るケースも多いことから、双方連携して広報活動を行った。また、えひめ社労士会だよりにセンターの広報文を掲載し、制度の周知を図った。

II. 行政及び関係団体等との連携に関する事業

- (1) 関係行政機関等との意見交換会を積極的に開催し、緊密な協力・支援関係を構築、維持するとともに、愛媛会及び支部が組織的に行政・他団体等に対する対応を積極的に行った。
- (2) 愛媛労働局、四国厚生支局、日本年金機構四国地域部、全国健康保険協会愛媛支部、市町等が実施する各種事業に協力した。
- (3) 例年実施している「労働保険年度更新業務」等の行政協力・支援については、関係行政機関と事前に協議を行い、引き続き全面的に協力した。
- (4) 年金事務所における「年金相談窓口等の運営業務」を引き続き受託し、年金事務所との信頼関係を向上させた。
- (5) 「街角の年金相談センター松山（オフィス）」の利用者の顧客満足の向上と事務処理の質の向上を図り、前年の相談件数を上回るように努めた。
- (6) ゆうちょ銀行から受託して平成21年度より実施してきた年金相談業務については、ゆうちょ銀行からの申し入れにより、令和4年3月31日をもって終了した。
- (7) 連合会が受託した「令和3年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（専門家派遣事業）」に協力し、派遣型専門家の登録を行った。
- (8) 社労士国家試験及び紛争解決手続代理業務試験等について連合会に協力した。
- (9) 政治連盟と連携を密にして、社労士制度の発展のため法制度の改正・整備に努めた。
- (10) 愛媛SR経営労務センターとの連携の緊密化を図り、愛媛会と「車の両輪」として支援した。

III. 愛媛会の組織強化及び会員支援に関する事業

- (1) 研修事業の連携を図ることを目的として、支部長、委員長等横の連絡を密にして計画的に実施した。
- (2) 国民からの苦情に対応するため、苦情処理相談窓口の適切な運営に努めた。
- (3) 正副会長と支部長並びに各委員会委員長との連携を密にし、効率性で実効性ある会務運営を図った。
- (4) 事務局組織の見直しを引き続き検討し、事務局体制を整備した。
- ① 事務局の業務分掌等を再考し、業務範囲・役割・責任体制を明確にした。
- ② 会員と支部の連絡調整を密にできる体制を推進した。
- ③ 事務局の業務の効率化、会員支援体制の充実を図った。
- (5) 社労士の業務に対する損害賠償請求事件に対処するため「社労士賠償責任保険」への加入の促進を図った。

令和3年度決算報告

財産目録

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(令和4年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
(単位：円)			
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	21,843,935	20,108,562	1,735,373
未収会費	144,000	6,000	138,000
未収金	92,000	0	92,000
仮払金	0	11,344	△ 11,344
流動資産合計	22,079,935	20,125,906	1,954,029
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
会館維持積立金	14,835,816	13,835,582	1,000,234
記念事業積立金	3,372,021	2,871,972	500,049
特定資産合計	18,207,837	16,707,554	1,500,283
(2) その他固定資産			
建物	36,501,938	37,508,888	△ 1,006,950
什器備品	255,271	439,291	△ 184,020
土地	25,245,000	25,245,000	0
その他固定資産合計	62,002,209	63,193,179	△ 1,190,970
固定資産合計	80,210,046	79,900,733	309,313
資産合計	102,289,981	100,026,639	2,263,342
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,578,332	1,604,350	△ 26,018
前受会費	480,000	360,000	120,000
預り金	343,749	295,321	48,428
流動負債合計	2,402,081	2,259,671	142,410
2. 固定負債			
長期借入金	12,009,829	13,976,758	△ 1,966,929
固定負債合計	12,009,829	13,976,758	△ 1,966,929
負債合計	14,411,910	16,236,429	△ 1,824,519
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
（うち特定資産への充当額）	87,878,071	83,790,210	4,087,861
	(18,207,837)	(16,707,554)	(1,500,283)
正味財産合計	87,878,071	83,790,210	4,087,861
負債及び正味財産合計	102,289,981	100,026,639	2,263,342

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)			
現金	手元保管	運転資金として	102,011
預金	普通預金		18,183,129
	伊予銀行本店	一般会計	152,868
	伊予銀行松山駅前	一般会計	18,030,234
	伊予銀行本店	連合会試験事務	27
	定期預金		3,558,795
	伊予銀行松山駅前	一般会計	3,558,795
未収会費			144,000
未収金			92,000
研修会費	中国・四国地域協議会研修会		92,000
流動資産合計			22,079,935
(固定資産)			
特定資産			
	会館維持積立金		14,835,816
	定期預金		14,835,816
	愛媛銀行本町		
	記念事業積立金		3,372,021
	定期預金		3,372,021
	伊予銀行松山駅前		
その他固定資産			62,002,209
	建物		36,501,938
	什器備品		255,271
	土地		25,245,000
固定資産合計			80,210,046
資産合計			102,289,981
(流動負債)			
未払金			1,578,332
社労士謝金	年金事務所謝金		1,578,332
前受会費			480,000
預り金			343,749
所得税			222,147
社会保険料			47,502
連合会			74,100
流動負債合計			2,402,081
(固定負債)			
長期借入金			12,009,829
SRセンター			12,009,829
固定負債合計			12,009,829
負債合計			14,411,910
正味財産			87,878,071

正味財産増減計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	予算額	当年度(イ)	前年度(ロ)	増減(イ・ロ)
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費	33,726,000	35,829,000	35,583,000	246,000
入会金	750,000	705,000	805,000	△ 100,000
会員会費	32,976,000	35,124,000	34,778,000	346,000
事業収益	23,887,300	22,250,856	24,201,290	△ 1,950,434
年金事務所受託収入	21,186,000	21,091,874	22,242,070	△ 1,150,196
衝舟の年金相談センター松山(ワイス)受託収入	2,400,000	859,933	985,880	△ 125,947
試験事務受託収入	100,000	99,949	99,940	9
ゆうちょ銀行受託収入	201,300	199,100	873,400	△ 674,300
受取負担金	3,212,000	659,700	442,029	217,671
研修事業負担金	830,000	144,000	20,000	124,000
諸物頒布斡旋収入	700,000	325,700	326,029	△ 329
東予支部事業負担金	632,000	0	0	0
中予支部事業負担金	570,000	164,000	96,000	68,000
南予支部事業負担金	480,000	26,000	0	26,000
受取交付金	16,277,000	17,268,371	16,818,086	450,285
連合会等交付金等収入	1,525,000	2,747,743	3,150,395	△ 402,652
各種団体交付金等収入	14,752,000	14,520,628	13,667,691	852,937
雑収益	275,000	143,607	156,544	△ 12,937
受取利息	5,000	499	1,986	△ 1,487
雑収入	270,000	143,108	154,558	△ 11,450
経常収益計	77,377,300	76,151,534	77,200,949	△ 1,049,415
(2) 経常費用				
1. 連合会支出	6,941,000	7,421,000	7,347,300	73,700
2. 人件費支出	23,066,300	22,434,441	21,823,973	610,468
給料手当	18,890,000	18,378,307	17,772,767	605,540
法定福利費	2,988,000	2,887,184	2,610,556	276,628
中退共掛金	432,000	432,000	432,000	0
謝金	756,300	736,950	1,008,650	△ 271,700
3. 事業費支出	56,069,000	42,208,232	43,824,706	△ 1,616,474
研修費	5,100,000	2,083,259	1,687,893	395,366
広報宣伝費	2,580,000	1,627,115	1,233,246	393,869
総合労働相談事業費	1,800,000	1,593,991	1,612,116	△ 18,125
労働紛争解決センター費	1,380,000	111,319	249,763	△ 138,444
労働条件審査費	100,000	0	0	0
会報発行費	1,000,000	924,914	882,972	41,942
諸物頒布斡旋費	500,000	219,742	239,926	△ 20,184
行政等連絡費	200,000	79,540	132,720	△ 53,180

科 目	予算額	当年度(イ)	前年度(ロ)	増減(イ・ロ)
行政協力等費	21,187,000	21,496,465	22,630,821	△ 1,134,356
会員厚生費	500,000	270,265	67,755	202,510
名簿発行費	250,000	237,106	240,754	△ 3,648
会則等整備費	200,000	0	147,400	△ 147,400
表彰費	100,000	130,000	74,200	55,800
東予支部費	1,450,000	219,236	304,170	△ 84,934
中予支部費	2,000,000	1,041,707	893,316	148,391
南予支部費	880,000	251,276	170,214	81,062
租税公課	2,745,000	2,739,300	2,398,000	341,300
総会費	1,500,000	610,528	510,061	100,467
会議費	2,882,000	1,348,820	713,080	635,740
地域協議会費	1,500,000	152,640	80,387	72,253
賃借料	900,000	714,027	707,857	6,170
旅費交通費	400,000	33,000	33,000	0
印刷製本費	800,000	577,475	547,218	30,257
通信運搬費	1,200,000	771,125	854,776	△ 83,651
渉外費	500,000	91,856	82,697	9,159
水道光熱費	600,000	654,038	584,768	69,270
修繕費	300,000	0	2,673,000	△ 2,673,000
支払利息	70,000	69,884	79,670	△ 9,786
事務局費	3,345,000	2,966,954	2,790,816	176,138
消耗品費	100,000	1,680	11,140	△ 9,460
減価償却費	0	1,190,970	1,190,970	0
4. 予備費	2,500,000	0	0	0
経常費用計	88,576,300	72,063,673	72,995,979	△ 932,306
当期経常増減額	△ 11,199,000	4,087,861	4,204,970	△ 117,109
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 11,199,000	4,087,861	4,204,970	△ 117,109
一般正味財産期首残高	83,790,210	83,790,210	79,585,240	4,204,970
一般正味財産期末残高	72,591,210	87,878,071	83,790,210	4,087,861
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額		0	0	0
指定正味財産期首残高		0	0	0
指定正味財産期末残高		0	0	0
III 正味財産期末残高	72,591,210	87,878,071	83,790,210	4,087,861

正味財産増減計算書内訳表

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	街角の年金 相談センター (オフィス)	合 計	備考 (一般会計)
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
受取会費	35,829,000	0	0	35,829,000	
入会金	705,000	0	0	705,000	(注1)
会員会費	35,124,000	0	0	35,124,000	(注2)
事業収益	21,191,823	199,100	859,933	22,250,856	
年金事務所受託収入	21,091,874	0	0	21,091,874	(注3)
街角の年金相談センター(771)受託収入	0	0	859,933	859,933	
試験事務受託収入	99,949	0	0	99,949	(注4)
ゆうちょ銀行受託収入	0	199,100	0	199,100	
受取負担金	659,700	0	0	659,700	
研修事業負担金	144,000	0	0	144,000	(注5)
諸物頒布斡旋収入	325,700	0	0	325,700	
東予支部事業負担金	0	0	0	0	(注6)
中予支部事業負担金	164,000	0	0	164,000	(注7)
南予支部事業負担金	26,000	0	0	26,000	(注8)
受取交付金	17,268,371	0	0	17,268,371	
連合会等交付金等収入	2,747,743	0	0	2,747,743	(注9)
各種団体交付金等収入	14,520,628	0	0	14,520,628	(注10)
雑収益	143,607	0	0	143,607	
受取利息	499	0	0	499	
雑収入	143,108	0	0	143,108	(注11)
経常収益計	75,092,501	199,100	859,933	76,151,534	
(2) 経常費用				0	
1. 連合会支出	7,421,000	0	0	7,421,000	(注12)
2. 人件費支出	21,697,491	136,950	600,000	22,434,441	(注13)
給料手当	18,378,307	0	0	18,378,307	
法定福利費	2,887,184	0	0	2,887,184	
中退共掛金	432,000	0	0	432,000	
謝金	0	136,950	600,000	736,950	
3. 事業費支出	41,904,452	43,847	259,933	42,208,232	
研修費	1,853,939	0	229,320	2,083,259	(注14)
広報宣伝費	1,627,115	0	0	1,627,115	(注15)
総合労働相談事業費	1,593,991	0	0	1,593,991	
労働紛争解決センター費	111,319	0	0	111,319	(注16)
会報発行費	924,914	0	0	924,914	(注17)
諸物頒布斡旋費	219,742	0	0	219,742	
行政等連絡費	79,540	0	0	79,540	(注18)

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	街角の年金 相談センター (オフィス)	合 計	備考 (一般会計)
行政協力等費	21,496,465	0	0	21,496,465	(注19)
会員厚生費	270,265	0	0	270,265	(注20)
名簿発行費	237,106	0	0	237,106	
会則等整備費	0	0	0	0	
表彰費	130,000	0	0	130,000	
東予支部費	219,236	0	0	219,236	(注21)
中予支部費	1,041,707	0	0	1,041,707	(注22)
南予支部費	251,276	0	0	251,276	(注23)
租税公課	2,739,300	0	0	2,739,300	(注24)
総会費	610,528	0	0	610,528	
会議費	1,348,820	0	0	1,348,820	(注25)
地域協議会費	152,640	0	0	152,640	(注26)
賃借料	714,027	0	0	714,027	(注27)
旅費交通費	33,000	0	0	33,000	
印刷製本費	577,475	0	0	577,475	(注28)
通信運搬費	762,047	0	9,078	771,125	(注29)
渉外費	91,856	0	0	91,856	(注30)
水道光熱費	654,038	0	0	654,038	
修繕費	0	0	0	0	
支払利息	69,884	0	0	69,884	(注31)
事務局費	2,903,252	43,847	19,855	2,966,954	(注32)
消耗品費	0	0	1,680	1,680	
減価償却費	1,190,970	0	0	1,190,970	(注33)
経常費用計	71,022,943	180,797	859,933	72,063,673	
評価損益等調整前当期経常増減額	4,069,558	18,303	0	4,087,861	
評価損益等計	0	0	0	0	
当期経常増減額	4,069,558	18,303	0	4,087,861	
2. 経常外増減の部				0	
(1) 経常外収益				0	
経常外収益計	0	0	0	0	
(2) 経常外費用				0	
経常外費用計	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	4,069,558	18,303	0	4,087,861	
一般正味財産期首残高	83,792,319	△ 2,109	0	83,790,210	
一般正味財産期末残高	87,861,877	16,194	0	87,878,071	
II 指定正味財産増減の部				0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	
III 正味財産期末残高	87,861,877	16,194	0	87,878,071	

令和4年度事業計画

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

令和4年度においても、依然として新型コロナウイルス感染症の脅威は残るものの、治療薬の開発が進んでおり、テレワークなど新しいライフスタイルの浸透とともに、徐々に以前の社会・経済活動の基調に戻ることが考えられる。

このような中であって、我々社会保険労務士(以下「社労士」という。)も、時代の変化に対応していく必要があり、全国社会保険労務士会連合会(以下「連合会」という。)が、「事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社労士業務の推進に関する事業」として「1. デジタル化推進に関する事業」、「2. 働き方改革推進支援に関する事業」、「3. 業務開発に関する事業」、「4. グローバルな課題への対応に関する事業」を令和4年度の実業計画の大きな柱として掲げていることから、愛媛県社会保険労務士会(以下「愛媛会」という。)においても、こうした連合会の活動に協調し、推移する社会情勢の変化に柔軟に対応していく。また、連合会が受託して実施する「企業主導型保育施設への労務監査事業」に取り組むほか、連合会が日本医師会から推薦依頼を受けた医療機関勤務環境評価センターの労務サーベイヤーに会員を推薦するなど、連合会との連携を深めるとともに、引き続き愛媛県社会保険労務士政治連盟(以下「政治連盟」という。)と一層の連携を図り、国民の負託に応えられるよう、各事業を積極的に推進する。

更に、依然として社労士の不適切な広告や情報発信、助成金業務に関する不適切な行為等、職業倫理の徹底をひととき強く喚起しなければならないような事案が全国で発生しており、今まで以上に社労士一人ひとりの職業倫理への意識が強く問われる環境となっていることから、今年度も引き続いて、より一層職業倫理と品位保持の取組みを強化し、信頼向上に努める。

以上のことを踏まえ、本年度の事業を次のとおり実施する。

I. 各委員会・各支部の事業

1. 総務委員会

- (1) 年4回発行している会報紙面の充実を図り、迅速、的確な情報提供を行うとともに、会報が会員の「集いの広場」となるよう、「That's学」、「みかけによ欄」、「フレッシュ会員広場」等々、より多くの会員からの寄稿を求めていく。
- (2) 社会保険労務士制度を広く国民に周知するため、ホームページの充実を図り、最新の情報を掲載していく。また会員専用ページに研修の案内や行政機関からの連絡事項などを掲載しデジタル化を推進していく。
- (3) 会則等の改正の必要性があれば実施する。

2. 財務委員会

組織が健全な活動を続けていく上で、財務管理は全ての活動の基本である。また、組織の将来を考える上においても非常に重要な要素である。全ての活動が適正な基準で執行されているかどうかを精査し、適正な財務管理を行うことにより、会員から信頼される財務体質を確立し、より健全な財務運営を行う。

3. 事業委員会

(1) 社労士制度推進に関する事業

社労士の知名度アップや業務内容のPRを通じた社労士制度の推進を図ることを目的に、業務監察・広報委員会との連携により本会主催の無料相談会(社労士制度推進月間に県下各地で開催)を開催する。

さらに、社労士の電子化・個人情報保護等の取組支援をする。

また、育児・介護・疾病の治療等と仕事の両立支援への取組みや、人材の確保・育成対策が重点事項とされる医療・介護・建設・保育業への支援、とりわけ、企業主導型保育施設への労務監査については、社労士の業務領域拡大のための施策として、連合会と連携して実施する。

(2) 社会貢献に関する事業

社会保険労務士としての社会的貢献を果たすため、高校生等を対象に数年にわたって継続して実施している労働・社会保険等に関する出前授業について、引き続き本年度も10校を目標に実施する。

また、日本年金機構や街角の年金相談センターで相談業務を行う相談員を養成するための年金マスター研修、及び、年金相談業務委託社労士の資質向上のための研修会開催に力を入れ、年金制度の普及促進に貢献する人材の育成を推進する。

(3) 行政機関等への協力に関する事業

労働保険年度更新受付会への相談員派遣要請等行政機関から協力要請があった際には、積極的に要請に応じ、相談員を派遣、行政の円滑な運営に協力する。

また、行政機関等が企画する事業への共催・後援の依頼があった際には、当該事業の目的・趣旨を考慮の上、相談員・講師を派遣し、行政機関等の事業の成功に協力する。

なお、相談員・講師の人選に際しては、専門業務登録アンケートを基に、適切な人選を行う。

4. 研修委員会

連合会の研修実施計画に基づき、重点的に実施すべき研修を含め、コロナ感染防止対策としてオンライン開

催を交えて下記の内容にて開催実施する。

(1) 必須研修について

働き方改革、及び育児、介護、治療との両立支援等に取り組む事業主を支援するために、資質の向上・専門性向上のための研修を年2回以上実施する。また、顧客対応やコミュニケーション能力向上のための教育として、人間力を向上させる研修を実施する。

(2) 倫理研修について

社労士の社会的地位の向上、活動範囲の拡大に伴い専門家としての職業倫理を徹底していくために、会員が5年に1回受講すべき研修であり、該当する会員の受講率を向上させるよう努める。

(3) 新規入会者研修について

新規入会者を対象とし、社労士としての必要な基礎知識を習得するための研修、職業倫理の遵守に関する研修を年1回実施する。また、会の組織、事業内容等について紹介するとともに、新規入会者の会への積極的な参加を図る。

(4) メンタリング制度の実施について

新入会員の資質の向上、実務能力の向上を図るため、メンタリング制度の効果的な実施を行う。また、利用者と共にメンタリング制度の周知を行っていく。

(5) その他

- ① コロナ感染防止対策として三密を避けるため、会場参加とオンライン参加とを併用して研修を実施する。
- ② 「研修企画提案書」を活用し、会員のニーズを考慮して研修テーマを委員会で協議する。
- ③ 研修毎に参加人数及び参加率を集計し、満足度調査を実施して評価を行う。その評価結果に基づき委員会において反省と改善を行う。
- ④ 新規入会者研修と開業者研修を分けて実施するように仕組み作りを行うと共に、研修参加者を継続してフォローできる体制を整える。

5. 業務監察・広報委員会

(1) 業務監察に関する事業

- ① 社労士法第26条(名称の使用制限)及び第27条(業務の制限)の規定に違反する業務侵害行為に対しては、常に情報収集を行い、連合会と連携し、違反が判明したときは法的手段を含め厳正かつ適切に対処する。
- ② 社労士(社労士法人の社員を含む)及び事務所職員の名札着用について、引き続き徹底を促し、行政機関等の窓口での非社労士排除プレートの掲示とともに業務侵害の予防効果を高める。
- ③ 10月の社労士月間において、関係機関及び会員向けの文書を発送して、業務の違反防止と社労士業務の周知を図る。

(2) 広報に関する事業

- ① 社労士制度を広く周知し、国民(一般、事業主、労働者、行政等)にその有用性について理解の促進を図るとともに、社労士業発展のため、様々な角度から効果的な広報事業に取り組む。
- ② 愛媛会の事業や活動・行事に関する資料を積極的に報道機関に提供し、マスメディアに取り上げてもらうよう働きかける。
- ③ 社会保険の算定基礎届、労働保険の年度更新の時期に合わせて、メディア広報、愛媛経済レポート、法人会広報等への広告を掲載し、社労士制度のPRに努め社労士活用を促進する。
- ④ 10月の社労士制度推進月間の無料相談会に係る広報として、愛媛新聞等への有料広告の他に、無料の近隣市町の広報誌等を活用して、多方面の広報活動を推進する。
- ⑤ 10月のお城下りレーマラソンと2月の愛媛マラソンなどに参加し、愛媛会会員の元気を創出するとともに、Tシャツ・ブルゾン、のほりや鉢巻に愛媛会を表示するなど、スポーツを通じた広報で社労士の健全な知名度アップを図る。
- ⑥ ホームページにおいて、社労士の広報としてのタイムリーな更新、積極的な各種情報提供等更なる充実を図る。
- ⑦ フェイスブック等のSNSを利用して、新しい形での広報活動を行う。

6. 各支部

(1) 東予支部

- ① 会員の資質や知識を向上させるため、実務に即した研修会を企画し、年2回以上開催する。
- ② 研修会に併せて意見交換会の実施を会員及び関係行政機関に対し、参加を積極的に声掛けし、担当者等との友好的な協力関係を構築できるよう努めていく。
- ③ 支部幹事会を年6回の範囲内で開催し、研修会等支部事業の企画立案・運営に努めるとともに、会員の支部事業への参加率の向上を図る。
- ④ 参加しやすい厚生事業を企画し、会員相互の親睦を深めるための環境作りを行う。これまでの忘年会と懇親旅行を1年おきに実施する案を基本として、その時々の方情に合わせた企画・運営を行っていく。
- ⑤ 上記事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により判断して実施又は中止とする。

(2) 中予支部

- ① Beyondコロナを見据え、刻々と変わる世の中の変化に応じた研修等の実施方法を模索し、時流に添った

実務に有益な内容の研修を行い、支部会員の資質の向上を図る。

- ・支部研修会を2回以上開催し、最新の法改正等実務的で社労士として必要な知識やスキルを身に付けられるような内容及び講師の選定を行う。
- ・支部研修会の講師は原則として関係行政機関の担当者等に依頼するが、併せて他県会の社会保険労務士や他士業者など幅広く講師の選定を行うことで研修内容の充実を図る。
- ・研修会の開催に併せて関係行政機関との意見交換会等を開催することにより、行政の担当者等との意思疎通の円滑化に努め、友好的な協力関係を築けるよう努める。

② 厚生事業等を通じて支部会員間のコミュニケーションを密にし、会務への理解と関心及び参加意識の高揚を図る。

- ・入会歴の浅い会員や若手の会員を多く抱える中予支部の特性を踏まえ、ベテランから新入会員までが参加しやすく、参加した会員が有意義であったと思えるような厚生事業を企画する。
- ・支部幹事を中心に、厚生事業及び関係行政機関等との意見交換会への積極的な参加を会員に声掛けし、より多くの会員の相互交流を支援する。

③ 支部研修会の内容の選定、企画、運営及び行政等への講師派遣の依頼を支部幹事各人が責任をもって担当することを通じ、将来的に愛媛会の運営を担う人材の育成を図る。

(3) 南予支部

支部会員の資質の向上を図るために、法律改正に対応した研修及び実務に即した研修を行うと共に、会員間の親睦を図り組織的な活動を行う、具体的な目標は次の通り。

- ① 「社会保険労務士会則」及び「社会保険労務士倫理綱領」などの各種規定の確認、勉強会を行う。
- ② 労働基準関係、雇用保険関係、社会保険関係の研修を各行政機関の協力を得て実施する。
- ③ 行政機関担当者との意見交換を実施し、円滑な社労士業務の運営を図る。
- ④ 会員間の意志疎通や福利厚生を充実するために、厚生事業や親睦会を開催する。
- ⑤ 優良企業の経営者を招いて勉強会を行う。

7. 総合労働相談所

(1) 相談員個々の相談対応の質の維持向上のために、研修会等を実施し、労働問題で苦慮する多くの人に有益な助言、情報提供を行うよう努める。また、「労働紛争解決センター愛媛」と相互に連携を図り、あっせんに繋げる体制を整備し、個別労働紛争の未然防止と円満な早期解決に寄与する。

(2) 総合労働相談所設置規程及び「総合労働相談所 相談員の手引き」の見直しを図る。

8. 労働紛争解決センター愛媛

(1) 総合労働相談所との連携の強化及び積極的な広報活動を行い、あっせん申立て件数の増加を目指す。

(2) あっせん委員候補者研修により、あっせん技法のスキルアップを図るとともに、総合労働相談所との合同研修会を開催し、具体的なあっせん事案の検討を行い、あっせん手続きに関する知識、技能についての理解を深める。

II. 行政及び関係団体等との連携に関する事業

(1) 関係行政機関及び労働団体等との意見交換会を積極的に開催し、緊密な協力・支援関係を構築、維持するとともに、愛媛会及び支部が組織的に行政・他団体等に対する対応を積極的に行う。

(2) 愛媛労働局、四国厚生支局、日本年金機構四国地域部、全国健康保険協会愛媛支部、愛媛県及び市町等が実施する各種事業に協力する。

(3) 例年実施している「労働保険年度更新業務」等の行政協力・支援については、関係行政機関と事前に協議を行い、引き続き全面的に協力をする。

(4) 年金事務所における「年金相談窓口等の運営業務」を引き続き受託し、年金事務所との信頼関係を向上させる。

(5) 「街角の年金相談センター松山（オフィス）」の利用者の顧客満足の向上と事務処理の質の向上を図り、前年の相談件数を上回るように努める。

(6) 社労士国家試験及び紛争解決手続代理業務試験等について連合会に協力する。

(7) 政治連盟と連携を密にして、社労士制度の発展のため法制度の改正・整備に努める。

(8) 愛媛SR経営労務センターとの連携の緊密化を図り、愛媛会と「車の両輪」として支援する。

III. 愛媛会の組織強化及び会員支援に関する事業

(1) 研修事業の連携を図ることを目的として、支部長、委員長等横の連絡を密にして計画的に実施する。

(2) 国民からの苦情に対応するため、苦情処理相談窓口の適切な運営に努める。

(3) 正副会長と支部長並びに各委員会委員長との連携を密にし、効率的で実効性ある会務運営を図る。

(4) 事務局組織の見直しを引き続き検討し、事務局体制を整備する。

① 事務局の業務分掌等を常に検討し、業務範囲・役割・責任体制を明確にする。

② 会員と支部の連絡調整を密にできる体制を推進する。

③ 事務局の業務の効率化、会員支援体制の充実を図る。

(5) 社労士の業務に対する損害賠償請求事件に対処するため「社労士賠償責任保険」への加入の促進を図る。

令和4年度収入支出予算

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	街角の年金 相談センター (オフィス)	合 計
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
会費収入	33,222,000	0	0	33,222,000
入会金	750,000	0	0	750,000
会員会費	32,472,000	0	0	32,472,000
事業収入	21,509,000	30,800	2,400,000	23,939,800
年金事務所受託収入	21,409,000	0	0	21,409,000
街角の年金相談センター(オフィス)受託収入	0	0	2,400,000	2,400,000
試験事務受託収入	100,000	0	0	100,000
ゆうちょ銀行受託収入	0	30,800	0	30,800
負担金収入	3,120,000	0	0	3,120,000
研修事業負担金	830,000	0	0	830,000
諸物頒布費負担金	700,000	0	0	700,000
東予支部事業負担金	540,000	0	0	540,000
中予支部事業負担金	570,000	0	0	570,000
南予支部事業負担金	480,000	0	0	480,000
交付金収入	17,680,000	0	0	17,680,000
連合会等交付金等収入	2,575,000	0	0	2,575,000
各種団体交付金等収入	15,105,000	0	0	15,105,000
雑収入	275,000	0	0	275,000
受取利息	5,000	0	0	5,000
雑収入	270,000	0	0	270,000
事業活動収入計	75,806,000	30,800	2,400,000	78,236,800
2. 事業活動支出				
連合会支出	6,833,000	0	0	6,833,000
人件費支出	22,702,000	0	600,000	23,302,000
給料手当	19,241,000	0	0	19,241,000
法定福利費	3,029,000	0	0	3,029,000
中退共掛金	432,000	0	0	432,000
謝金	0	0	600,000	600,000
事業費支出	55,858,000	2,380	1,800,000	57,660,380
研修費	4,600,000	0	500,000	5,100,000
広報宣伝費	2,290,000	0	350,000	2,640,000
総合労働相談事業費	1,800,000	0	0	1,800,000
労働紛争解決センター費	1,380,000	0	0	1,380,000
労働条件審査費	100,000	0	0	100,000
成年後見制度事業費	0	0	0	0
会報発行費	1,000,000	0	0	1,000,000
諸物頒布費	500,000	0	0	500,000
行政等連絡費	200,000	0	0	200,000
行政協力等費	21,410,000	0	0	21,410,000
会員厚生費	500,000	0	0	500,000

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	街角の年金 相談センター (オフィス)	合 計
名簿発行費	250,000	0	0	250,000
会則等整備費	200,000	0	0	200,000
表彰費	100,000	0	0	100,000
東予支部費	1,546,000	0	0	1,546,000
中予支部費	2,000,000	0	0	2,000,000
南予支部費	880,000	0	0	880,000
租税公課	2,549,000	0	0	2,549,000
総会費	1,500,000	0	0	1,500,000
会議費	2,832,000	0	250,000	3,082,000
地域協議会費	2,550,000	0	0	2,550,000
賃借料	1,000,000	0	0	1,000,000
旅費交通費	300,000	0	100,000	400,000
印刷製本費	800,000	0	0	800,000
通信運搬費	1,000,000	0	200,000	1,200,000
渉外費	500,000	0	0	500,000
水道光熱費	600,000	0	0	600,000
修繕費	410,000	0	0	410,000
支払利息	61,000	0	0	61,000
事務局費	3,000,000	2,380	300,000	3,302,380
消耗品費	0	0	100,000	100,000
記念事業費	0	0	0	0
予備費	2,500,000	0	0	2,500,000
事業活動支出計	87,893,000	2,380	2,400,000	90,295,380
事業活動収支差額	△ 12,087,000	28,420	0	△ 12,058,580
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	0
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	1,500,000	0	0	1,500,000
会館維持積立金	1,000,000	0	0	1,000,000
記念事業積立金	500,000	0	0	500,000
固定資産取得支出	500,000	0	0	500,000
什器備品	500,000	0	0	500,000
投資活動支出計	2,000,000	0	0	2,000,000
投資活動収支差額	△ 2,000,000	0	0	△ 2,000,000
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	0
2. 財務活動支出				
借入金返済支出	1,977,000			1,977,000
財務活動支出計	1,977,000	0	0	1,977,000
財務活動収支差額	△ 1,977,000	0	0	△ 1,977,000
当期収支差額	△ 16,064,000	28,420	0	△ 16,035,580
前期繰越収支差額	19,677,854	16,194	0	19,694,048
次期繰越収支差額	3,613,854	44,614	0	3,658,468

令和4年度収入支出予算

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

一般会計
(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
会費収入	33,222,000	33,726,000	△ 504,000	
入会金	750,000	750,000	0	(注1)
会員会費	32,472,000	32,976,000	△ 504,000	(注2)
事業収入	21,509,000	21,286,000	223,000	
年金事務所受託収入	21,409,000	21,186,000	223,000	(注3)
試験事務受託収入	100,000	100,000	0	(注4)
負担金収入	3,120,000	3,212,000	△ 92,000	
研修事業負担金	830,000	830,000	0	(注5)
諸物頒布斡旋収入	700,000	700,000	0	
東予支部事業負担金	540,000	632,000	△ 92,000	(注6)
中予支部事業負担金	570,000	570,000	0	(注7)
南予支部事業負担金	480,000	480,000	0	(注8)
交付金収入	17,680,000	16,277,000	1,403,000	
連合会等交付金等収入	2,575,000	1,525,000	1,050,000	(注9)
各種団体交付金等収入	15,105,000	14,752,000	353,000	(注10)
雑収入	275,000	275,000	0	
受取利息	5,000	5,000	0	
雑収入	270,000	270,000	0	(注11)
事業活動収入計	75,806,000	74,776,000	1,030,000	
2. 事業活動支出				
連合会支出	6,833,000	6,941,000	△ 108,000	(注12)
人件費支出	22,702,000	22,310,000	392,000	(注13)
給料手当	19,241,000	18,890,000	351,000	
法定福利費	3,029,000	2,988,000	41,000	
中退共掛金	432,000	432,000	0	
事業費支出	55,858,000	54,224,000	1,634,000	
研修費	4,600,000	4,600,000	0	(注14)
広報宣伝費	2,290,000	2,230,000	60,000	(注15)
総合労働相談事業費	1,800,000	1,800,000	0	
労働紛争解決センター費	1,380,000	1,380,000	0	
労働条件審査費	100,000	100,000	0	
成年後見制度事業費	0	0	0	
会報発行費	1,000,000	1,000,000	0	(注16)
諸物頒布斡旋費	500,000	500,000	0	
行政等連絡費	200,000	200,000	0	(注17)
行政協力等費	21,410,000	21,187,000	223,000	(注18)
会員厚生費	500,000	500,000	0	(注19)
名簿発行費	250,000	250,000	0	

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
会則等整備費	200,000	200,000	0	
表彰費	100,000	100,000	0	
東予支部費	1,546,000	1,450,000	96,000	(注20)
中予支部費	2,000,000	2,000,000	0	(注21)
南予支部費	880,000	880,000	0	(注22)
租税公課	2,549,000	2,745,000	△ 196,000	(注23)
総会費	1,500,000	1,500,000	0	
会議費	2,832,000	2,632,000	200,000	(注24)
地域協議会費	2,550,000	1,500,000	1,050,000	(注25)
賃借料	1,000,000	900,000	100,000	(注26)
旅費交通費	300,000	300,000	0	
印刷製本費	800,000	800,000	0	(注27)
通信運搬費	1,000,000	1,000,000	0	(注28)
渉外費	500,000	500,000	0	(注29)
水道光熱費	600,000	600,000	0	
修繕費	410,000	300,000	110,000	(注30)
支払利息	61,000	70,000	△ 9,000	(注31)
事務局費	3,000,000	3,000,000	0	(注32)
予備費(総支出85,393,000×3%=2,561,790)	2,500,000	2,500,000	0	
事業活動支出計	87,893,000	85,975,000	1,918,000	
事業活動収支差額	△ 12,087,000	△ 11,199,000	△ 888,000	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	1,500,000	1,500,000	0	
会館維持積立金	1,000,000	1,000,000	0	
記念事業積立金	500,000	500,000	0	
固定資産取得支出	500,000	500,000	0	
什器備品	500,000	500,000	0	
投資活動支出計	2,000,000	2,000,000	0	
投資活動収支差額	△ 2,000,000	△ 2,000,000	0	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
借入金返済支出	1,977,000	1,967,000	10,000	(注33)
財務活動支出計	1,977,000	1,967,000	10,000	
財務活動収支差額	△ 1,977,000	△ 1,967,000	△ 10,000	
当期収支差額	△ 16,064,000	△ 15,166,000	△ 898,000	
前期繰越収支差額	19,677,854	17,868,344	1,809,510	
次期繰越収支差額	3,613,854	2,702,344	911,510	

理事会だより**[理事会]**

※令和4年5月18日(水) 県会事務局会議室において、第264回理事会を開催した。

議 題

- 1 令和4年度通常総会の開催について
- 2 令和4年度通常総会の議案書について
- 3 令和4年度通常総会の役割分担について
- 4 メンタリング制度実施規程の改正について
- 5 役員通算3期以上在任し、退任した者の褒彰について
- 6 各委員会・支部報告
- 7 その他

委員会だより

※令和4年4月13日(水) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 前回議事録の確認
- 2 4月号会報の校正
- 3 7月号会報の準備
- 4 その他 県会HPの活用について

[財務委員会]

※令和4年5月16日(月)県会事務局会議室において、開催した。

- 1 令和3年度決算について
- 2 令和4年度予算(案)について
- 3 その他

[研修委員会]

※令和4年4月12日(火) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 令和4年度 第1回 必須研修について
- 2 令和4年度 第2回 必須研修について
- 3 その他 連絡事項

[業務監察・広報委員会]

※令和4年2月16日(水) オンライン会議システム Zoomを用いて、開催した。

- 1 令和4年度事業計画・予算(案)について
～県会公式フェイスブック開設、
愛媛新聞SDGsへの取組投稿検討含む～
- 2 業務監察
- 3 その他

支部だより**[東予支部]**

※令和4年5月16日(月) 東予支部役員会を開催した。

場 所 西条図書館 2F会議室

内 容

- 1 令和4年度 社会保険関係の研修会役割担当について(新居浜、今治)
- 2 令和4年度 東予支部厚生事業について(夏、秋)
- 3 次回支部会予定他取り決め
- 4 その他

※令和4年5月23日(月) 東予支部役員会を開催した。

場 所 今治国際ホテル

内 容

- 1 2022年法改正
(年金関係、社会保険適用拡大)

算定基礎届他

- 2 社労士事務所向け RPA活用セミナー
- 3 高齢者及び障害者の雇用に係る助成金について

※令和4年5月27日(金) 東予支部役員会を開催した。

場 所 レイグラッツェふじ

内 容

- 1 2022年法改正
(年金関係、社会保険適用拡大)
算定基礎届他
- 2 社労士事務所向け RPA活用セミナー
- 3 高齢者及び障害者の雇用に係る助成金について

[中予支部]

※令和4年4月5日(火) 中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室

内 容

- 1 令和4年度 第1回 中予支部研修会の開催について
- 2 厚生事業について
- 3 各委員会報告
- 4 その他

※令和4年5月31日(火) 中予支部会・研修会を開催した。

場 所 東京第一ホテル松山・Zoom

内 容

支部会

- 1 令和3年度支部事業報告
- 2 令和4年度支部事業計画・予算の報告
- 3 新入会員紹介

研修会

- 1 高齢者及び障害者の雇用に係る助成金について
- 2 コロナ禍における在籍型出向について
- 3 算定基礎届に係る留意点、健康保険・厚生年金の適用拡大における特定適用事業所について、年金手帳廃止に伴う注意点 他
- 4 (1) 医師の働き方改革～宿日直許可基準について～
(2) 年度更新の留意点
(3) 松山13次防計画について
- 5 育児・介護休業法の改正について
～令和4年10月1日施行に向けて～
- 6 キャリアアップ助成金における令和4年4月からの変更点について
～正社員定義の変更等～

[南予支部]

※令和4年7月12日(火) 南予支部役員会を開催した。

場 所 ちゅうちゅう

内 容

- 1 令和4年度事業について
- 2 宇和島年金事務所との連絡会議について
- 3 労働関係研修会について
- 4 厚生事業について
- 5 その他

24時間テレビ 愛は地球を救う 愛媛県社会保険労務士会 応援CMのお知らせ

8月27日(土)～28日(日)に『24時間テレビ45愛は地球を救う』が放送されます。

今年も愛媛県社会保険労務士会の応援スポットCMが下記の12回流れますので、是非ご覧ください。



南海放送

8月20日	(土)	11:25 頃
8月21日	(日)	16:30～17:25 『ガイアの夜明け』番組内
8月22日	(月)	10:25 頃
		11:55～13:55 『ヒルナンデス!』番組内
8月23日	(火)	13:55 頃
		15:50～16:50 『news every.』番組内
8月24日	(水)	8:00～10:25 『スッキリ』番組内
8月25日	(木)	5:50～6:30 『ZIP!』番組内
		22:00 頃
8月26日	(金)	5:00～5:50 『Oha!4 NEWS LIVE』番組内
		13:55～15:50 『情報ライブ ミヤネ屋』番組内
8月27日	(土)	25:25 頃

街角の年金相談センター松山（オフィス）の紹介と 相談員の募集について

中予支部 佐尾 修

平成23年9月に開設して10年が経ちました。

労務士の皆様および県労務士会のお力添えもあり、相談員の登録者数は15名、相談件数は月平均500件以上となっております。（内200件は簡易な相談ですが）

業務内容は年金事務所の年金相談コーナーが市駅近くに2ブースあると考えてください。受付もできます。（※国民年金の適用・保険料関係は受付できません）

年金相談には予約が必要ですので、事前にお電話（089-931-6120）をお願いします。

日常的な課題は相談員の高齢化です。30歳～73歳まで、平均年齢は60歳に迫っています。良く言えば、息の長い職種といえると思います。

人員に余裕がないために、相談員の皆様には倒れることのないよう、心折れることのないよう心身ともに健康でいていただくよう取り組んでいます。

相談員には①接客、②知識、③パソコン操作のほかに、年金事務所の窓口相談員を兼務するため、④年金事務所での適応、のスキルが求められます。

業務に慣れるまでしんどいです。年金法にある知識だけではなく、年金事務所の事務処理に基づいた受付審査の知識も必要で、覚えることだけでもうんざりします。

そして年金相談には多くのトラップが仕掛けられており、事務処理誤りが発生すれば、機構本部・社労士会本部に報告され、機構HPで「社労士が誤った」と周知されます。

けれども、年金に興味を持ち続け、すべての人にかかわる業務であることを誇りに思い、適度なメンタルがあれば続けられる…程には甘くないので、報酬のためにも頑張ると付け加えておきます。

また、幸いなことに、年金制度の一元化、個人番号の利用や押印廃止などによって、お客様だけではなく、対応する側（相談員）の負担も減っています。

さて、志願される方（特に平均年齢を引き下げただけの方）は県事務局の営業時間内にご一報を！お待ちしております。



自主研修会紹介

新居浜社会保険労務士会の活動について

東予支部 藤田 寿彦

新居浜社会保険労務士会は新居浜地区の6名の社会保険労務士によって昭和51年に設立されました。今年で46年になります。

現在では、西条地区、四国中央地区の社労士も加わり、会員は男性14名、女性4名になっています。定例会は毎月第四金曜日に開催しています。活動内容としては自主研修の発表、情報交換、意見交換、親睦会などの活動をしています。

自主研修活動では、定例会で2名の会員が輪番で労働法関係、社会保険関係等に関し各自が自由に研究、調査してきたものを発表し、そのあとで他の会員からの質問、補足説明等の議論を行っています。今まで気が付かなかった問題点や、新しい視点での考え方など日常業務に大いに参考になっています。

情報交換では県会・支部の理事から県会や支部の動向を報告してもらっています。また、行政機関からの依頼事項や会員が行政機関から得た最近の動向などの情報交換を行っています。会員が顧問先であった経験談なども報告して情報の共有を図っています。

親睦活動としては、年1回、通常一泊での研修旅行を行っています。以前は韓国や台湾などへ行ったことがあるようですが、最近は関西、九州などの近場へのバス旅行が中心になっています。そのほか新年会、暑気払いなども開催し、会員の親睦を図っています。お酒も入り、普段抱えている悩み事などへのアドバイスをもらったり、先輩の経験談などを聞かせてもらったり貴重な情報交換を行っています。又会員の隠れた人柄にも触れたり和気あいあいで行っています。ここ2、3年はコロナの影響で開催ができないことも多く残念でしたが、今年はコロナの状況が少しは落ち着いてきたので何とか研修旅行が実施できそうで楽しみにしています。

平成16年4月からは新居浜市社会福祉協議会から依頼を受け、ボランティア活動の一環として社会保険相談コーナーを担当しています。会員2名が輪番制で、毎月第二火曜日10時から12時まで新居浜総合福祉センターにて相談を受けています。当初は年金などの相談が大半でしたが最近健康保険などの相談もあり、会員のブラッシュアップにもなっています。

諸先輩が残してくれた財産として今後も大いに会を盛り上げていきたいと思っています。

自主研修会紹介

愛媛県社会保険労務士会中予支部勉強会のご紹介

中予支部 森 孝 寛 (前会長)

中予支部 佐 竹 利 治 (新会長)

愛媛県社会保険労務士会中予支部勉強会（以下、「中予支部勉強会」という。）は、主に中予支部に属する有志の社労士を会員とし、社労士としての資質の向上のほか会員相互の意思の疎通を図ることを目的として活動しています。

主な活動内容（実績）としては、例年、以下の通りです。

- 外部（又は内部）の講師をお招きしての勉強会
… 例年、年8回程度
- 会員間の親睦会・レクリエーション
… 納涼会（7月）、旅行（秋頃）、新年会（1月）、花見（3月頃）

2020年度、2021年度はコロナ禍の中、感染状況に右往左往されながら、例年通りの回数の勉強会を開催することが難しい実情がありました。2022年度はWithコロナ、そしてBeyondコロナの精神の基にZOOM勉強会のための設備を增強し、より多くの会員の方に勉強会に参加していただける体制づくりに努めていく所存です。また、親睦会・レクリエーションも同じくコロナ禍での開催を多く見送って参りましたが、今年度は情勢も注視しながら、思い切った開催を進めていければと思っております。

中予支部勉強会では、随時、新たな会員を募集中です！

社労士の世界に飛び込んで間もない方、飛び込んでしばらく経つけれども新しく仲間を作りたい方など、中予支部勉強会で共に勉強し、親睦を深めていきましょう！

既会員の皆さまにおかれましても、コロナ禍で足踏みしていた活動を少しずつ進めていければと思っておりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

全国社会保険労務士会連合会からのお知らせ

“社会保険労務士向け”及び“関与先企業様向け”
「使用者賠償責任保険制度」 加入のご案内

(使用者賠償責任保険+雇用関連賠償責任保険)

●従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。●セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛(それに起因する身体の障害を含みます。)または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

本制度にて「**ストレスチェックサービス**」を無料で利用することができます。
 詳細は下記提携募集代理店までお問い合わせ下さい。

本制度は、事務幹事代理店「有限会社エス・アール・サービス」と、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」との提携方式による募集となります。この記事は使用者賠償責任保険制度の内容についてご紹介したものです。保険の内容は、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」のWEBサイトをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

【本件に関するお問い合わせ先(提携募集代理店)】

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC) 公務広域法人部
 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8F
 ・お問い合わせ電話番号 フリーダイヤル0120-015-466
 IP電話からは03-3243-7025 (受付:平日9時~17時)
 ・専用サイト <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi/>

関与先企業様向
サイバーリスク保険
 新発売!!
 ※詳細はお問合先まで

TAC 使用者賠償責任保険 で 検索

【事務幹事代理店】有限会社エス・アール・サービス(TEL 03-6225-4873)

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

2022年1月作成 21-TC08755

60年で加入企業110万社以上の実績!

退職金は、国がサポートする **中退共制度** をご活用ください。

国の退職金制度

安心 国から掛金の助成を受けられます

外部積立型だから

簡単 従業員ごとの納付状況や退職金試算額をお知らせします

掛金は全額非課税だから

有利 節税に加え、手数料もかかりません



事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も、一定の要件を満たしていれば加入できます。

詳しくは ▶ **中退共** 検索

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
 中小企業退職金共済事業本部

ちゅうたいきょう
 略称: **中退共**

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
 TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

新 入 会 員 紹 介



【氏 名】
まつもと よし しみ
松 本 吉 史

【支 部】
中 予

【開業／勤務／その他】
勤 務

- ① 社会保険労務士となった動機
新卒で入社した職場で雇用保険の業務に携わった際に、社会保険労務士のことを知りました。「人に寄り添った仕事をしたい」という気持ちが昔から強かったことが受験の決め手です。また、職場の上司の方が1年先に社会保険労務士に合格されていたのも、大きな刺激となりました。
- ② 自己紹介
西予市宇和町の出身で、大学進学を機に松山市に出てきました。現在は母校の事務職員として、人事労務関係の部署で職員の勤怠管理業務等を行っております。
趣味はスポーツ観戦や将棋、友人とランチやショッピングに行くことです。
- ③ 今後の抱負
勤務社会保険労務士として、職場において信頼されるような人材になりたいと思っております。実務経験に加え、知識全般についても不十分な点が多々ありますので日々研鑽に努めていく所存です。
- ④ 会への意見・要望
未熟な点が多々ございますが、今後ともご指導ご鞭撻のほどどうぞよろしくお願いいたします。



【氏 名】
きたね ゆかり
北 根 由 加 里

【支 部】
中 予

【開業／勤務／その他】
法人の社員

- ① 社会保険労務士となった動機
以前IT企業の人事部に所属していた際に、上司が勤務社会保険労務士の方でした。私も人事のプロになりたいと思い、資格取得を目指しました。
- ② 自己紹介
現在は大阪に在住していますが、2014年まで愛媛会に所属し、2回目の登録になります。今まで企業の人事部、社労士事務所や行政協力で社労士としての経験を積んできました。真面目で嘘がつけない性格で、最近は筋トレでストレス解消をしています。
- ③ 今後の抱負
県外在住のため主にリモートワークになりますが、これまで身につけた知識と経験を基に、多くの方々に喜んでいただける仕事を積み重ねていきたいと思っております。
- ④ 会への意見・要望
遠隔からの参加になりますので、会への貢献は難しいのですが、Zoom等でできるだけ参加したいと思っております。これからよろしくお願い致します。



【氏 名】
なか たに かおり
中 谷 薫

【支 部】
中 予

【開業／勤務／その他】
その他

- ① 社会保険労務士となった動機
会社員時代に「人材育成」の重要性を痛感。働きやすい職場づくりを目指し試行錯誤しました。人の一生に関わる専門家である「社会保険労務士」に興味を持ち、勉強を始めたのがきっかけです。
- ② 自己紹介
全国転勤という家庭環境で、2府8県に居住。民間企業及び行政事務で経験を積んでまいりました。今春、20年ぶりに愛媛県に帰ってまいりました。
趣味は、現代アート巡り・温泉・リアル謎解きです。
- ③ 今後の抱負
「あなたと出会えてよかった」と思っただけのような信頼される社会保険労務士をめざし、日々精進したいと思っております。ふるさとに貢献できるよう感謝の心を忘れず頑張っていきたいと思っております。
- ④ 会への意見・要望
ご指導のほどよろしくお願ひいたします。愛媛県の今の情報を色々教えていただけたら嬉しいです。

ホームページの ご確認をお願いいたします

全国社会保険労務士会連合会や愛媛県社会保険労務士会の会員専用ページでは、各関係機関からの重要な周知事項や、事務局からのお知らせを随時掲載しています。

是非ご覧いただき、内容をご確認くださいようお願ひいたします。



社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならない。

今後の行事予定

8/4(木) 必須研修会 (ホテルマイステイズ松山・Zoom)

8/24(水) 総合労働相談所・労働紛争解決センター
愛媛合同研修会 (総合労働相談所相談員・
あっせん委員候補者のみ)

9/28(水) 総合労働相談所担当者会議

10/7(金)・8(土) 中国・四国地域協議会フォーラム(愛媛)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止又は
延期となる場合があります。

会員の動き

(個人会員) 令和4年6月30日現在

	東予支部	中予支部	南予支部	合計
開業	62	159	26	247
法人の社員	9	26	2	37
勤務	10	34	5	49
その他	6	22	0	28
合計	87	241	33	361

<法人会員数>

区分	東予支部	中予支部	南予支部	合計
法人会員	8	17	1	26

編集後記

新型コロナウイルス感染症の蔓延が始まり3年目となりました。

今年は感染症対策を徹底した中で3年ぶりに通常総会が行われ、多くの先生方に参加いただきました。私自身、久しぶりにお会いする方や初めてお会いする方と近況報告や世間話をする事ができ、新型コロナウイルスが蔓延する前は当たり前だったことが新鮮で喜ばしかったです。

まだまだ油断できる状況ではありませんが、感染症対策を徹底した上で、このようなコミュニケーションを取れる機会が増えれば良いですね。

(T)

発行所 愛媛県社会保険労務士会
〒790-0813

愛媛県松山市萱町4丁目6番地3

電話 (089) 907-4864

ファクシミリ (089) 923-1133

銀行口座 伊予銀行松山駅前支店
普通預金 1941628

URL <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail ehime4@ehime-sr.or.jp

発行人 中井康策

編集人 総務委員会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号

不二印刷株式会社